

○ 福岡県浄化槽法施行細則

昭和六十年九月三十日
福岡県規則第五十一号

福岡県浄化槽法施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県浄化槽法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)、環境省関係浄化槽法施行規則(昭和五十九年厚生省令第十七号。以下「厚生省令」という。)、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和六十年／厚生省／建設省／令第一号。以下「共同省令」という。)及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和六十年建設省令第六号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平一規則九一・平一八規則四・一部改正)

(浄化槽の設置等の届出に係る添付書類)

第二条 法第五条第一項の規定により浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出をしようとする者は、届出書に次の書類を添付しなければならない。

一 浄化槽の配置図及び建築物各階平面図

二 浄化槽構造図

三 給排水設備の配管図

四 当該浄化槽の構造及び規模を明らかにする設計計算書

五 法第十三条の規定による型式についての国土交通大臣の認定(以下「型式認定」という。)

を受けた浄化槽以外の浄化槽にあつては、容量計算書、配筋計算書及びシーケンス制御を明らかにした図面

六 その他知事が特に必要と認める書類

(平一規則九一・全改、平一八規則四・令二規則一五・一部改正)

(設置しない旨等の届出)

第三条 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置の届出(法第十二条の五第四項の規定により届出があつたものとみなされる場合を含む。以下「設置の届出」という。)をした者は、設置の届出に係る浄化槽工事に着手する前に、当該浄化槽を設置しないこととしたとき(当該浄化槽の構造又は規模を変更し、当該浄化槽と構造又は規模が異なる浄化槽を設置することとしたときを含む。)は、速やかに様式第一号により知事に届け出なければならない。ただし、設置の届出に係る浄化槽の構造又は規模の変更が、型式認定を受けた浄化槽の構造の変更で、浄化槽の性能及び規模の変更を伴わないものである場合にあつては、様式第二号により届け出ることができる。

2 設置の届出に係る浄化槽の構造又は規模を変更し、当該浄化槽と構造又は規模が異なる浄化槽を設置することとした場合における前項の規定による届出は、変更後の浄化槽に係る設置の届出又は法第十二条の五第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の協議の申出と同時に行わなければならない。

(平一規則九一・全改、平一八規則四・令二規則一五・一部改正)

(工事完了の届出)

第四条 法第五条第一項の規定により浄化槽の設置又はその構造若しくは規模の変更の届出(法第十二条の五第四項の規定により届出があつたものとみなされる場合を含む。)をした者は、当該届出に係る浄化槽工事が完了したときは、完了した日から三十日以内に、様式第三号により知事に届け出なければならない。この場合において、当該浄化槽工事についてその技術上の基準の適合の状況の検査を行つた場合にあつては、当該検査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(平一規則九一・追加、令二規則一五・一部改正)

(使用開始の報告)

第五条 法第十条の二第一項の規定による報告は、様式第四号により行うものとし、法第十条第二項の政令で定める規模の浄化槽に係る報告にあつては、技術管理者の資格を証する書類を添付しなければならない。

(平一規則九一・追加)

(技術管理者の変更の報告)

第六条 法第十条の二第二項の規定による報告は、様式第五号により行うものとし、変更後の技術管理者の資格を証する書類を添付しなければならない。

(平一規則九一・追加)

(管理者の変更の報告)

第七条 法第十条の二第三項の規定による報告は、様式第六号により行うものとする。

(平一規則九一・追加)

(協議の申出に係る添付書類)

第八条 法第十二条の五第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の協議の申出をしようとする市町村は、申出書に第二条各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(令二規則一五・追加)

(設置の届出事項の変更の届出)

第九条 浄化槽管理者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更した日から三十日以内に、様式第七号により知事に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名若しくは法人の名称若しくは代表者の氏名
- 二 浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途又は延べ面積
- 三 放流水の放流先又は放流方法

(平一規則九一・追加、令二規則一五・旧第八条繰下)

(放流水の水質検査)

第十条 浄化槽管理者は、当該浄化槽の処理能力が五百人以上のものにあつては毎月一回以上、五十一人以上五百人以下のものにあつては毎年四回以上、放流水の水質について検査(法第十一条第一項の規定により受ける指定検査機関の行う検査を含む。)を行うよう努めなければならない。ただし、法第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

(平一規則九一・旧第五条繰下・一部改正、平一八規則四・旧第十条繰上・一部改正、令二規則一五・旧第九条繰下・一部改正)

(維持管理状況の報告)

第十一条 浄化槽管理者は、次の表の上欄に掲げる浄化槽の処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間ごとに当該期間内における浄化槽の保守点検、清掃等の維持管理の状況を知事に報告しなければならない。ただし、法第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

	処理対象人員	期間
一	五百人以上	一月
二	五百人以下	一年

備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A三三〇二)」に定めるところによるものとする。

(平一規則九一・旧第六条繰下・一部改正、平一八規則四・旧第十一条繰上・一部改正、令元規則八・一部改正、令二規則一五・旧第十条繰下・一部改正)

(書類の提出部数等)

第十二条 法、厚生省令、共同省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、二部とする。

2 前項の書類のうち、浄化槽工事業の登録又は届出に係る書類は営業所の所在地を所管する県土整備事務所の長(当該所在地が県外である場合にあつては、福岡県土整備事務所長)に、その他の書類にあつては設置場所を所管する保健福祉環境事務所の長に提出しなければならない。

(平一規則九一・旧第七条繰下・一部改正、平一四規則六〇・一部改正、平一八規則四・旧第十二条繰上、平二一規則三九・一部改正、令二規則一五・旧第十一条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和四十七年福岡県規則第十五号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成一二年規則第九一号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第六〇号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に廃止した浄化槽に係る廃止の届出については、なお従前の例による。

附 則(平成二十一年規則第三九号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則(令和元年規則第八号)

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則(令和二年規則第一五号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽を設置しない旨の届出書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

福岡県浄化槽法施行細則第3条第1項の規定により、浄化槽を設置しない旨の届出書を提出します。

設置の届出の受付年月日	年 月 日	設置の届出の受付番号	
設置場所			
浄化槽の規模	人槽 m ³ / 日		
浄化槽を設置しないこととした年月日	年 月 日		
浄化槽を設置しないこととした理由			

	收受印
--	-----

様式第2号(第3条関係)
(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽設置届出事項変更届出書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

[福岡県浄化槽法施行細則](#)第3条第1項の規定により、浄化槽設置届出事項変更届出書を提出します。

設置の届出の受付年月日	年 月 日	設置の届出の受付番号	
設置場所			
処理対象人員	人槽		
処理能力	日平均汚水量	m ³ / 日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg / L	
浄化槽の種類	型式認定(名称) 浄化槽(認定番号) その他(昭和55年建設省告示第1292号号)		
変更後の浄化槽の種類	型式認定(名称) 浄化槽(認定番号)		
変更後の浄化槽工事着手予定年月日	年 月 日	変更後の使用開始予定年月日	年 月 日
その他の変更内容			収受印

浄化槽設置届出事項変更届出書を受領しました。

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 印

様式第3号(第4条関係)
(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽工事完了届出書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名 印
(記名押印に代えて、署名することができる。)

[福岡県浄化槽法施行細則](#)第4条第1項の規定により、浄化槽工事完了届出書を提出します。

設置の届出の受付年月日	年 月 日	設置の届出の受付番号	
設置場所			
浄化槽工事に係る検査年月日	年 月 日	使用開始予定年月日	年 月 日
建築物の名称及び用途		浄化槽の規模	人槽 m ³ / 日
浄化槽の種類	型式認定(名称) 浄化槽(認定番号) その他(昭和55年建設省告示第1292号号)		
浄化槽工事業者	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号 登録・届出番号 第 号		収受印

注 浄化槽工事に係る検査年月日は、浄化槽工事についてその技術上の基準の適合の検査を行った場合に記載すること。

浄化槽工事完了届出書を受領しました。

年 月 日

福岡県

保健福祉環境事務所長

印

様式第4号 (第5条関係)

(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

福岡県

保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名

印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により報告します。

設置の届出の 受付年月日	年 月 日	設置の届出の 受付番号	
設置場所			
浄化槽の規模	人槽 日 m3 /	使用開始年月 日	年 月 日
技術管理者	氏名 勤務先	浄化槽保守点 検業者	住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号 登録番号 第 号
技術管理者が 他の浄化槽の 技術管理者を 兼ねる場合に あつては、当 該他の浄化槽 の設置場所			収受印

注 技術管理者に関する項目は、浄化槽法第10条第2項の政令で定める規模の浄化槽について報告

する場合に記載すること。

様式第5号(第6条関係)
(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽技術管理者変更報告書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者名 印
(記名押印に代えて、署名することができる。)

技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により報告します。

設置の届出の 受付年月日	年 月 日	設置の届出の 受付番号	
設置場所			
浄化槽の規模	人槽 日 m3／	変更年月日	年 月 日
変更後の技術 管理者	氏名 勤務先		
技術管理者が 他の浄化槽の 技術管理者を 兼ねる場合に あつては、当 該他の浄化槽 の設置場所			収受印

様式第6号(第7条関係)
(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

浄化槽管理者に変更があつたので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により報告します。

設置の届出の 受付年月日	年 月 日	設置の届出の 受付番号	
設置場所			
浄化槽の規模	人槽 ／日 m ³	変更年月日	年 月 日
変更前の浄化 槽管理者	住所 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)		
変更の理由			
	収受印		

様式第7号(第9条関係)

(平12規則91・追加、平14規則60・令2規則15・一部改正)

浄化槽設置届出事項変更届出書

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長 殿

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 印

(記名押印に代えて、署名することができる。)

[福岡県浄化槽法施行細則](#)第8条の規定により、浄化槽設置届出事項変更届出書を提出します。

設置の届出の受付年 月日	年 月 日	設置の届出の 受付番号	
設置場所			

処理対象人員	人槽		
処理能力	日平均汚水量	m3／日	
	BOD除去率	%	
	放流水中のBOD	mg／L	
浄化槽の種類	型式認定浄化槽(名称) (認定番号) その他(昭和55年建設省告示第1292号 号)		
変更工事着手予定年月日	年 月 日	変更後の使用開始予定年月日	年 月 日
変更事項及び変更内容			
			収受印

浄化槽設置届出事項変更届出書を受領しました。

年 月 日

福岡県 保健福祉環境事務所長

印